

獨協医科大学医学部における成績評価異議申し立てに関する規程

平成28年6月1日
制定

(目的)

第1条 この規程は、獨協医科大学医学部（以下「医学部」という。）試験規程第15条第2項の規定に基づき、医学部における成績評価に関する異議申し立て（以下「申し立て」という。）の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「学生」とは、医学部に在学している学生をいう。

2 この規程において、「成績評価」とは、次の種類の成績をいう。

- (1) 履修科目成績一覧表に記載された各科目の定期試験の結果
- (2) 総合試験等の結果
- (3) 進級判定結果及び卒業判定結果

(試験問題等に関する質問)

第3条 学生は、試験終了後に試験問題の適否について疑問を持った場合、当該科目責任者又は当該試験出題者等に対して直接あるいは所定の質問用紙（様式第1号）により質問し、説明を受けることができる。

2 前項に規定する「質問」については、原則として当該試験終了後3日以内に行うものとする。

(申し立て事由)

第4条 学生は、第2条に規定する成績評価について次の各号の1に該当した場合は、医学部に申し立てを行うことができる。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに誤りであると思われる。
- (2) シラバス等により周知している成績評価の方法から、明らかに逸脱した評価であると思われる。
- (3) 第3条の規定により受けた説明では疑問が解消されない。

(申し立て手続)

第5条 申し立てをしようとする学生は、当該の成績評価が開示された日から3日以内に、「成績評価異議申し立て書」（様式第2号）（以下「申し立て書」という。）により、学務部教務課気付医学部教務部長（以下「教務部長」という。）宛に提出しなければならない。

2 申し立てが第2条第2項第1号に該当するときは、教務部長は当該科目責任者に対し申し立て書の内容を速やかに開示した上で、「成績評価異議申し立てに対する見解書」（様式第3号）（以下「見解書」という。）を提出するよう求める。

3 申し立てが第2条第2項第2号に該当するときは、教務部長は当該試験出題者等に対し申し立て書の内容を速やかに開示した上で、見解書を提出するよう求める。

4 前2項に該当する科目責任者又は出題者等は、教務部長の求めがあつてから原則として3日以内に見解書を提出する。

(成績評価の訂正の要否に関する決定及び回答)

第6条 前条により学生から申し立て書が提出されたとき、教務部長は定例又は持ち回りの教務委員会において当該学生の成績評価の訂正の要否について審議を行う。

2 前項の審議に際し、必要に応じ、当該学生以外の学生の成績評価の訂正の要否についても審議を行う。

3 教務部長は、前項の審議に際し、申し立て書の内容を教務委員に開示する。

4 科目責任者又は試験出題者等から見解書が提出されているとき、教務部長は、第1項の審議に際し、当該見解書の内容を教務委員に開示する。

5 学長は、第1項及び第2項の審議結果を勘案し、成績評価の訂正の要否を決定する。

6 教務部長は、前項により決定した内容について、決定した日から3日以内に、「成績評価異議申し立てに対する回答書」（様式第4号）（以下「回答書」という。）により当該学生に対して通知する。

7 教務部長は、前項の回答書の内容を、当該科目責任者又は当該試験出題者等にも開示する。

- 8 教務部長は、申し立てにより当該学生以外の学生の成績評価が訂正された場合、その旨を掲示する。
- 9 教務部長は、学生から申し立てがあったことの経緯及びこれに対する対応について、医学部教授会において報告する。
- 10 第6項に規定する回答に対し、学生は再度申し立てを行うことはできない。
(成績表の再交付)
- 第7条 前2条の手続により、第2条第2項第1号に係る成績評価に誤りがあった場合は、教務部長は、申し立てをした学生及び他の該当する学生に対し、成績表を再交付するものとする。
(権利の停止)
- 第8条 根拠の明確でない申し立てを多数行う等、申し立ての権利を不当に濫用した学生について、学長は申し立ての権利を停止することがある。
(雑則)
- 第9条 この規程に定める日数は、本学の休業日を除いて計算するものとする。
2 この規程に定めるもののほか、申し立てに関し必要な事項は、学長が定める。
(所管)
- 第10条 申し立てに関する事務は、学務部教務課が所管する。
(規程の改廃)
- 第11条 この規程の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。
附 則 (平成28年 規程第48号)
この規程は、平成28年6月1日より施行する。

試験問題に関する質問用紙

学年_____出席番号_____

氏名_____

試験問題に関し以下のとおり質問がありますので、ご回答願います。

1. 試験名 : _____

1. 科目名 : _____

1. 問番号 : _____

1. 質問内容

1. 回答内容

講座・教室名 _____

講座・教室主任名 _____ 印

成績評価異議申し立て書

平成 年 月 日

獨協医科大学

医学部教務部長 殿

第__学年 学籍番号_____

学生氏名_____

下記の成績評価について、異議を申し立てます。

記

科目名又は成績評価の名称		評 価
科目成績 の場合	科目責任者	
	科目責任者に直接質問して いる いない (該当する方に○)	
異議申し立て理由 (該当するものに○)		
1. 成績の誤記入等、明らかに誤りであると思われる。		
2. シラバス等により周知している成績評価の方法から、明らかに逸脱した評価であると思われる。		
3. その他		
(具体的に)		

成績評価異議申し立てに対する見解書

平成 年 月 日

獨協医科大学

医学部教務部長 殿

科目責任者

先に提出されました成績評価異議申し立てについて、(科目責任者、出題者、その他 [])
として下記のとおり見解を示します。

記

1. 科目名または試験名： _____

2. 申し立て者： 第 _____ 学年 氏名 _____

見解の内容

成績評価異議申し立てに対する回答書

平成 年 月 日

殿

獨協医科大学
医学部教務部長

先に受理しました成績評価異議申し立てについて、下記のとおり回答します。

記

1. 科目名又は成績
評価の名称 _____

2. 回答内容